

# 私たちこんな活動しています!

## 裁判員センター

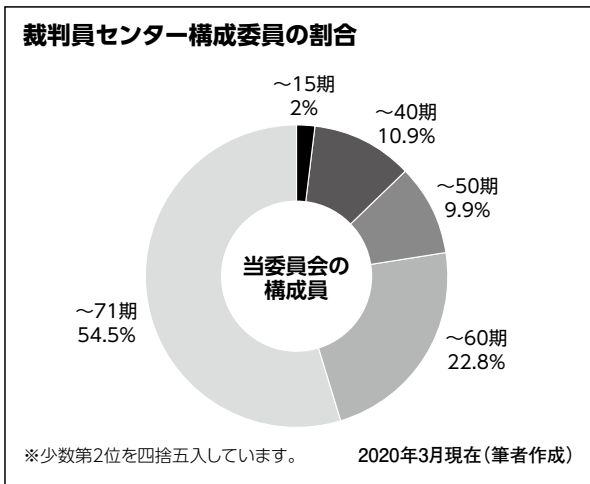
委員 三宅 千晶 (70期) ●Chiaki Miyake

### 1 裁判員センターとは?

裁判員センター（以下「当委員会」といいます。）は、裁判員制度を推進するとともに、裁判員裁判に対応するための諸活動を行うことを目的として、平成19年4月に設置された委員会です。平成21年5月に裁判員制度が施行されてからは、東京地方裁判所本庁に起訴された裁判員裁判対象事件のうち、当会会員が弁護人を務める事件に関する情報収集及び検証活動を行っています。更に、平成26年度には研修PTを設置し、裁判員裁判における弁護活動のレベルアップを目指し、更なる研修の充実に取り組んでいます。

### 2 委員の過半数は、61期～71期!

令和元年度の委員長は高津尚美先生（60期）、委員の数は101名（委員65名、幹事35名、嘱託弁護士1名）、委員の過半数は61期から71期でした。令和2年度の委員長は、水橋孝徳先生（62期）です。



### 3 裁判員裁判実務に関する検証

裁判員裁判実務を検証するため、東京地方裁判所本庁に起訴された裁判員裁判対象事件のうち、当会会員が弁護人を務める事件（私選弁護事件を含む全事件）について、必要に応じて当委員会の委員が公判審理を傍聴しています。更に、担当の先生に冒頭陳述・論告弁論・判決書等を提出していただき（国選は全件、私選は弁護人が当委員会のサポートを希望した場合）、月に1度開催される当委員会の会議において、調査研究を行っています。

また、東京三会裁判員制度協議会において、裁判員裁判の検証状況を共有するとともに、東京地方裁判所及び東京地方検察庁との間で裁判員協議会を行い、実務上の問題点について意見交換をしています。

そのほか、当委員会の委員が裁判員経験者意見交換会に弁護人の立場から出席し、その結果を当委員会において共有・検討しています。また、個別の裁判員裁判事件については、担当裁判官、検察官及び弁護人により実施されている反省会を、当委員会の委員がオブザーバーとして傍聴し、裁判員裁判実務を検証しています。

### 4 裁判員裁判実務に関する情報提供

当委員会は、検証で得た成果を当会会員に還元し、当会会員の裁判員裁判を支援する活動も行っています。

例えば、裁判員裁判対象事件を受任した弁護人に対しては、事務局又は担当者を通じて情報提供をしているほか、弁護人から要請があった場合には、当委員会の委員など、裁判

員裁判の経験が豊富な弁護人を二人目の弁護人として推薦し、適宜助言するといった支援をしています。

更に、本誌『NIBEN Frontier』等に「裁判員裁判レポート」を掲載し、当会会員に対して広く裁判員裁判に関する情報を提供しています。

## 5 裁判員裁判実務に関する会員研修等

裁判員裁判サポート名簿（S名簿）に登録されるためには、一定の法廷弁護のプロ養成特訓を受講しなければなりません。当委員会は、平成26年に設置された研修PTを中心に、登録要件となる研修等を企画・実施しています。

例えば、S名簿登録・継続登録要件となる研修の企画段階では、まず事件の内容や供述調書、証拠物といった事件記録を当委員会委員の担当者が作成します。そして、研修当日には、受講生が事件記録をもとに尋問や弁論といった実技を行い、当委員会の担当者が、実技に対して講評を行っています。

令和元年度は、以下の研修を開催しました。

日付	研修テーマ
4月2日・3日	◎東京地裁・裁判員法廷での法廷弁護技術基礎研修
6月22日	●裁判員裁判中級研修「反対尋問で何を訊くか」
6月25日	控訴審弁護技術研修
7月27日	●情状を争う裁判員裁判の弁護活動
8月3日・4日	模擬評議 ～現職裁判官・市民裁判員の評議の場面が見られます～
9月24日	模擬評議から検証する弁護戦略 ～裁判員裁判特別研修～
11月14日	刑事弁護委員会定例研修・裁判員センター共催 「裁判員非対象事件の法廷弁護技術～公判を弁護人が支配する～」
12月5日	●定例研修「裁判員裁判の事案検討会」
12月11日	「裁判員裁判と関連専門家研修 指紋鑑定を学ぶ」
12月17日	裁判官から見た弁護人の公判活動 ～裁判員裁判を含む～
令和2年1月25日	●ケースセオリー・法廷弁護技術研修 「対決!! 神山検察官」
2月13日 3月17日	●捜査弁護研修 ～裁判員裁判公判を見据えた捜査段階での 弁護戦略と技術～ ※3/17は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催延期
3月7日・14日	◎法廷弁護技術基礎研修 ～弁護戦略と法廷弁護技術を基礎から身につける!～ ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催延期
3月5日・18日	裁判員裁判時代の刑事弁護 大づかみ研修 ～裁判員裁判研修への橋渡し～ ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催延期

●S名簿継続登録要件として認められる研修

◎S名簿登録要件として認められる研修

## 6 終わりにかえて ～若手委員のコメント～

…と、当委員会の活動を報告してまいりましたが、私自身、当委員会の若手委員でもあります。

刑事事件はととてもやりがいがあります。当委員会に参加すると、日々熱意を持って事件に取り組んでいる先輩方に毎月会うことができ、そして様々なご意見をいただくことができます。

既に刑事事件に取り組んでいる方も、あと一歩踏み出せない方も、一度当委員会の研修を受講しに来てみてはいかがでしょうか。当委員会の研修に参加すれば、より楽しく、より自信をつけて、そしてより熱意を持って刑事事件に取り組めるようになると思います。

皆様のご参加を、心よりお待ちしております。

■



法廷技術基礎研修の様子(2019年3月)



法廷技術基礎研修の様子(2019年3月)

当委員会の活動に興味のある方は、  
人権課(03-3581-2257)までご連絡ください。